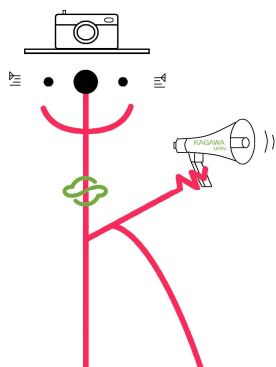


令和5年1月4日

「次期香川大学学長候補者の選考日程等」について

現学長（筧善行）の任期は、令和5年9月30日までとなっており、次期学長候補者を選考するための日程等を学内に公示したので、お知らせいたします。

- 添付資料)
1. 香川大学学長候補者選考日程
 2. 香川大学における学長選考フローチャート
 3. 関係規程等



➤ お問い合わせ先
香川大学 企画総務部 総務課 川池、鍋井
TEL : 087-832-1011、1012
E-mail : soum-h@kagawa-u.ac.jp

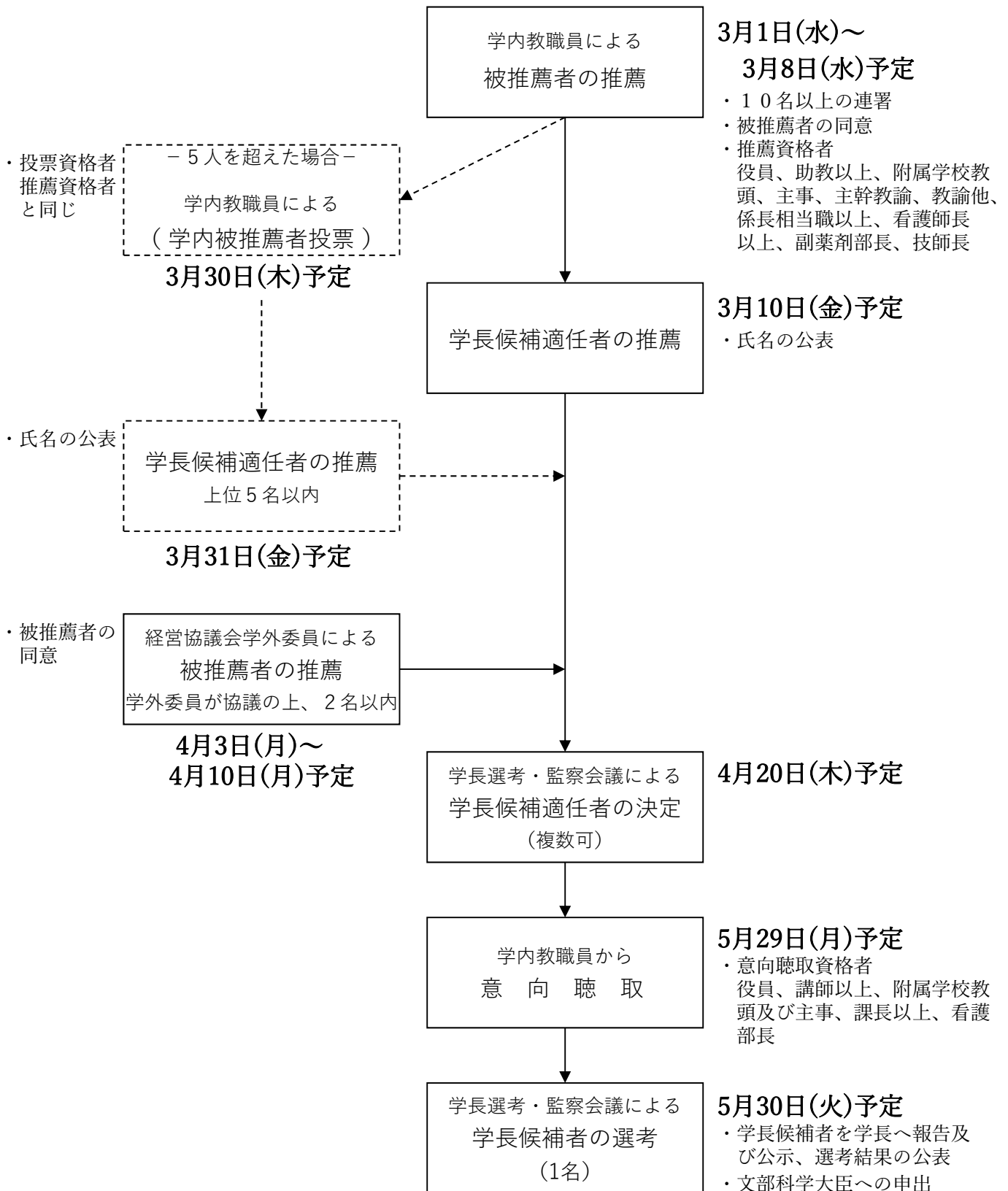
香川大学学長候補者選考日程

事 項		期 日(予定)	適 用 条 項
○学長選考について公示	学長選考・監察会議	令和5年1月4日(水)	規程第5条第3項
・意向聴取等管理委員会委員選出を各学部等に依頼(2月9日(木)締切)		1月4日(水)	規程第6条第2項
○意向聴取等管理委員会の設置	学長選考・監察会議	2月10日(金)	規程第6条第1項
学内からの被推薦者の推薦			
○被推薦者推薦の公示及び推薦資格者に通知 (推薦受付開始日の10日前までに公示)	学長選考・監察会議	2月13日(月)	細則第6条第1項
・推薦資格者名簿の縦覧 (推薦公示日から推薦開始日の2日前まで)		2月13日(月) ～2月27日(月)	細則第6条第2,3項
○学内からの被推薦者の推薦(約1週間予定)	学長選考・監察会議	3月1日(水) ～3月8日(水)	規程第7条第1～4項
○学長候補適任者推薦書開封 なお、被推薦者が5人を超える場合は、管理委員会へ通知 <被推薦者が5人を超えた場合>	学長選考・監察会議	3月9日(木)	細則第7条第1,2項 細則第7条第3項
★管理委員会を開催 ☆学内被推薦者投票の公示及び投票資格者に通知 (投票日の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧 (投票の公示日から投票日の2日前まで)	管理委員会	3月15日(水)	細則第8条第1,2項
★学内被推薦者投票(得票多数5人以内を決定)及び開票 ☆学内被推薦者投票の結果を学長選考・監察会議に報告	管理委員会 管理委員会	3月15日(水) ～3月28日(火) 3月30日(木) 3月30日(木)	細則第8条第3,4項 規程第7条第5～8項、細則第12,13条 細則第14条第1,2項
○学長候補適任者の氏名を公表及び経営協議会学外委員に通知	学長選考・監察会議	3月10日(金) 又は3月31日(金)	細則第7条第5,6項
学外からの被推薦者の推薦			
○被推薦者推薦の受付期間、場所を通知	学長選考・監察会議	2月13日(月)	細則第6条第1項
◇学外委員からの被推薦者の推薦(約1週間予定)	経営協議会学外委員	4月3日(月) ～4月10日(月)	規程第8条第1項、細則第9条
○推薦された被推薦者を学外委員に通知	学長選考・監察会議	4月12日(水)	細則第9条第3項
◇協議の上、2人以内を選び学長候補適任者として学長選考・監察会議へ推薦	経営協議会学外委員	4月20日(木)	規程第8条第5項、細則第9条第4,5項
●学内及び学外から推薦されたものを学長候補適任者として選定	学長選考・監察会議 開催		規程第9条第1項
○学長候補適任者を管理委員会に通知及び氏名を公表 ・学長候補適任者からの所信の提出依頼(5月1日(月)締切)	学長選考・監察会議	4月21日(金) 4月21日(金)	細則第10条第2,3項 規程第9条第2項、細則第10条第1項
○学長候補適任者の所信を公表	学長選考・監察会議	5月2日(火)	細則第10条第3項
意向聴取			
★意向聴取の公示及び学長候補適任者の所信・経歴を投票資格者に通知 (投票の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧 (投票公示日から投票日の2日前まで)	管理委員会	5月12日(金)又は15日(月) 5月12日(金)又は15日(月) ～5月25日(木)	細則第11条第1,2項 細則第11条第3,4項
☆意向聴取 投票	管理委員会	5月29日(月)	規程第10条第1～3項、細則第12条
☆意向聴取 開票 ☆意向聴取投票の結果を学長選考・監察会議に報告	管理委員会 管理委員会	5月30日(火) 5月30日(火)	細則第13条 細則第14条第1,3項
●学長候補者の選考(候補者から所信聴取)	学長選考・監察会議 開催	5月30日(火)	規程第11条第1項
○学長に報告するとともに公示(選考理由及び選考経過も併せて公表) し、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出る	学長選考・監察会議	5月30日(火)	規程第11条第2～4項

※ 期日については会議の開催日等により変更することがあります。変更した場合は、お知らせします。

- [注] ① 規程は、「国立大学法人香川大学学長選考規程」を示す。
細則は、「国立大学法人香川大学学長選考に関する細則」を示す。
② ○印は、学長選考・監察会議事項を示し、●印は、学長選考・監察会議開催を示す。
☆印は、意向聴取等管理委員会事項を示し、★印は、意向聴取等管理委員会開催を示す。
◇印は、国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する者に関連する事項を示す。
③ 公示は、学内の所定の場所に掲示するとともに、本学のホームページへ掲載する。
公表は、本学のホームページへ掲載する。

香川大学学長選考フローチャート (学長候補者決定まで)



○国立大学法人香川大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）（平成15年法律第112号）第12条及び国立大学法人香川大学組織規則第9条の規定に基づき、国立大学法人香川大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に掲げる者の中から国立大学法人香川大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）において選出された者 7人
- (2) 国立大学法人香川大学教育研究評議会規則第2条第1項第2号から第9号に掲げる者の中から国立大学法人香川大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において選出された者 7人

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、経営協議会委員、教育研究評議会評議員でなくなった日をもって任期は終了するものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任できるものとする。

(審議事項)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議及び議決を行う。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) 学長の業務の執行状況に関する事項
- (5) 大学総括理事の選考に関する事項
- (6) その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

(議長等)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 学長選考・監察会議に副議長を1人置き、議長の指名により定める。副議長は、議長

を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

(会議の成立等)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第2条第1号委員の過半数が出席しなければ、学長選考・監察会議を開くことができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数である場合は、議長がこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、学長解任請求に関する議事は、すべての委員の同意によらなければ議決できない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(学長の職務執行状況についての報告)

第8条 学長選考・監察会議は、法人法第11条の2の規定に基づき、監事からの報告を受けるものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項の規定による報告を受けたとき、又は法人法第17条に定める学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、法人法第17条第4項の規定に基づき、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則の改正は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行う。

2 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事及び運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月5日から施行する。

附 則 (平成16年6月11日)

この規則は、平成16年6月11日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日)

この規則は、平成26年9月30日から施行する。

附 則（令和 2 年11月30日）

この規則は、令和 2 年11月30日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人香川大学学長選考規程

平成16年10月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第6項の規定に基づき、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）の学長の選考及び解任に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 学長の選考は、国立大学法人香川大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(学長の資格)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(選考の時期等)

第5条 学長選考・監察会議は、次の各号の1に該当する場合に、学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任が承認されたとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の2月以前に完了し、同項第2号から第4号までに該当するときは、速やかに行う。

3 学長選考・監察会議は、学長の選考を行うことを決定したときは、次のとおり公示する。

- (1) 学長選考を行う理由
- (2) 選考基準
- (3) 選考日程
- (4) その他学長選考・監察会議が必要と認める事項

(選考の運営)

第6条 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たり、学長候補者となるべき適任者（以下「学長候補適任者」という。）として推薦された者（以下「被推薦者」という。）の学内被推薦者投票及び意向聴取に関する事務を管理するため、意向聴取等管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、各学部及び地域マネジメント研究科の教授会において選出された者各3人をもって組織する。

(学内からの被推薦者の推薦)

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の選定に当たり、大学法人の役員及び職員に、被推薦者を広く学内外から推薦させるものとする。

2 前項の推薦資格者は、別表第1に定める者とする。

3 第1項の推薦は、前項の推薦資格者の10人以上の連署をもって行うものとする。

4 第1項の推薦は、被推薦者の同意書を添えて行うものとする。

5 第1項の被推薦者が5人を超える場合は、大学法人の役員及び職員が推薦する学長候補適任者を決定するため、学内被推薦者投票を行う。

6 大学法人の役員及び職員が推薦する学長候補適任者は、前項の投票において得票多数の者5人以内とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。

7 学内被推薦者投票は、被推薦者について、単記無記名投票により行う。

8 前項の投票資格者は、別表第1に定める者とする。

(学外からの被推薦者の推薦)

第8条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の選定に当たり、国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する者（以下「学外委員」という。）に、被推薦者を広く学内外から推薦させるものとする。

2 前項の推薦は、前条に基づき推薦された者以外から行うものとする。

3 削除

4 第1項の推薦は、被推薦者の同意書を添えて行うものとする。

5 学外委員は、第1項の被推薦者について、協議の上、2人以内を選び学長候補適任者として学長選考・監察会議へ推薦することができる。

(学長候補適任者の選定)

第9条 学長選考・監察会議は、第7条及び第8条に基づき推薦された者を学長候補適任者として選定する。ただし、被推薦者が、学長選考・監察会議委員に該当する場合又

は、やむを得ない事情により学長候補適任者となることができない場合の取扱いは、学長選考・監察会議の決定によるものとする。

- 2 学長選考・監察会議は、選定した学長候補適任者に対して、所信の提出を求めるものとする。

(意向聴取)

第10条 学長選考・監察会議は、学内の意向を調査するため、大学法人の役員及び職員から意向聴取を行う。

- 2 意向聴取は、前条に基づき選定された学長候補適任者について、単記無記名投票により1回行うものとする。
- 3 前項の投票資格者は、別表第2に定める者とする。

(学長候補者の選考)

第11条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者に対して面接を行い、所信を聴取した上で、前条の意向聴取の結果を参考として、第3条の規定により学長候補者を決定する。

- 2 学長候補者を決定したときは、学長に報告するとともに公示する。
- 3 学長は、前項の報告があったときは、速やかに次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、選考理由及び選考経過も併せて遅滞なく公表する。

(再選考)

第12条 学長選考・監察会議が選考した学長候補者がやむを得ない事情により学長選考・監察会議の承認を得て学長となることを辞退したときは、改めて第9条によって学長候補適任者を選定し、第10条による意向聴取を行い、前条による選考を行う。

(学長の解任)

第13条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号の1に該当するときは、審査の上、文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任の審査)

第14条 学長選考・監察会議の議長（以下「議長」という。）は、次の各号の1に該当す

るときは、速やかに学長選考・監察会議を招集し、解任の審査を行うものとする。

- (1) 学外委員の3分の1以上の者から解任の審査請求があったとき。
 - (2) 第10条の意向聴取の投票資格者の3分の1以上の者から解任の審査請求があったとき。
- 2 前項の審査請求は、解任審査請求の理由及び請求者の氏名等を明らかにした書面により、議長に行うものとする。
 - 3 学長選考・監察会議は、学長に対して意見陳述の機会を設けなければならない。
 - 4 前項の意見陳述は、書面により行うものとする。
 - 5 学長選考・監察会議は、解任審査請求の理由及び学長の意見陳述の要旨を公表した上で、第10条に準じ、大学法人の役員及び職員から意向聴取を行うものとする。
 - 6 学長選考・監察会議は、意向聴取の結果を参考として、学長の解任の是非を決定する。
 - 7 学長選考・監察会議は、解任を是とする場合は、文部科学大臣に学長の解任を申し出る。

(雑則)

第15条 この規程の改正は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人法附則第2条第1項の規定により、最初に任命された学長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同法附則第2条第4項の規定により、平成17年9月30日までとする。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月6日）

この規程は、平成21年3月6日から施行する。

附 則（平成21年6月11日）

この規程は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月31日）

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則（平成22年12月6日）

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、現に第6条第2項により選出された委員である者は、引き続き平成23年5月31日までの間、改正後の第6条第2項により選出された委員とみなす。

附 則（平成25年11月26日）

- 1 この規程は、平成25年11月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月30日）

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附 則（平成27年2月13日）

この規程は、平成27年2月13日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月18日）

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

職員等の種類	推薦資格者・学内被推薦者投票資格者の範囲
役員等	学長、理事及び副学長
教員	専任の教授、准教授、講師及び助教
	附属学校（園）の教頭、主事、主幹教諭、教諭及び養護教諭
事務職員等	事務職員 係長相当職以上の者
	技術職員 係長相当職以上の者
	医療職員 看護部長、副看護部長、看護師長 副薬剤部長
	技師長

別表第2

職員等の種類	意向聴取資格者の範囲
役員等	学長、理事及び副学長
教員	専任の教授、准教授及び講師
	附属学校（園）の教頭及び主事
事務職員等	事務職員 課長相当職以上の者
	医療職員 看護部長

○国立大学法人香川大学学長選考に関する細則

平成16年10月6日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人香川大学学長選考規程（以下「規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、学長の選考及び解任の実施に関し、必要な事項を定める。

(資格者)

第2条 規程第7条第2項の推薦資格者、規程第7条第8項の投票資格者、規程第10条第3項及び規程第14条第5項の投票資格者は、それぞれの公示の日に在職する者とする。ただし、休職者、停職者、出生時育児休業者又は育児休業者及び海外渡航（これに附随する内国旅行を含めるものとし、投票資格者にあつては、投票日の前日まで引き続いて不在となる者に限る。）中の者を除く。

(公示及び公表)

第3条 規程及びこの細則に基づく公示及び公表は、次の各号による。

- (1) 公示は、学内の所定の場所に掲示するとともに、香川大学（以下「本学」という。）のホームページへ掲載する。
- (2) 公表は、本学のホームページへ掲載する。

(意向聴取等管理委員会)

第4条 規程第6条の意向聴取等管理委員会（以下「管理委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、管理委員会の会務を掌理し、その議長となる。
- 3 委員長に事故ある場合は、副委員長がその職務を代行する。
- 4 管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数である場合は、議長がこれを決する。
- 6 委員が学長候補適任者に推薦されたときは、管理委員会委員としての職を失うものとする。
- 7 委員に欠員を生じたときは、各学部及び地域マネジメント研究科の教授会が選出し補充するものとする。

(管理委員会の任務)

第5条 管理委員会は、国立大学法人香川大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）から付託された次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学内被推薦者投票の実施及び管理に関すること。
 - (2) 意向聴取の実施及び管理に関すること。
 - (3) その他選考・監察会議から付託された事項
- 2 投票及び開票を行うための投票立会人及び開票立会人を置き、管理委員会委員をもって充てる。
 - 3 投票立会人は、各投票所に2人以上を置く。
 - 4 開票立会人は、委員長、副委員長及び委員若干人とする。
 - 5 管理委員会に投票に関する事務を処理するため事務職員若干人を置く。

(推薦の公示)

第6条 選考・監察会議は、推薦の受付を開始する日（以下「推薦受付開始日」という。）の10日前までに、次の各号に掲げる事項について、学部等所定の掲示場に公示するとともに学内及び学外の推薦資格者に通知する。

- (1) 推薦を受け付ける期間
 - (2) 推薦を受け付ける場所
- 2 選考・監察会議は、規程第7条第2項に基づき推薦資格者名簿（別紙第1号様式）を作成する。
 - 3 推薦資格者名簿は、推薦の公示の日から推薦受付開始日の2日前（国立大学法人香川大学職員就業規則第53条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）まで企画総務部総務課及び各事務部（医学部にあつては総務課。以下同じ。）において、縦覧に供する。
 - 4 推薦資格者名簿に脱落又は誤記があると認めるときは、前項に規定する期間内に、選考・監察会議に異議を申し出ることができる。
 - 5 選考・監察会議は、前項の申出を受けたときは、推薦受付開始日の前日までに、その申出を審査し、それが正当であると認定したときは、直ちに推薦資格者名簿を訂正する。

(学内からの被推薦者の推薦)

第7条 規程第7条に基づく推薦は、国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書（別紙第2号様式）により行う。

- 2 推薦書は、同意書（別紙第3号様式）を添えて国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦用封筒（別紙第4号様式）に封入し、推薦代表者が署名、押印の上、選考・監察会議に提出するものとする。

- 3 選考・監察会議は、学長候補適任者として推薦された者（以下「被推薦者」という。）が5人を超える場合、管理委員会へ通知し、学内被推薦者投票を行う。
- 4 管理委員会は、学内被推薦者投票において得票多数の者5人以内を推薦する学長候補適任者として決定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、この者を加えるものとする。
- 5 選考・監察会議は、前項により決定された被推薦者について、その氏名（五十音順）を公表する。ただし、投票の得票数は、公表しない。
- 6 選考・監察会議は、第4項により決定された被推薦者を国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する者（以下「学外委員」という。）へ通知するものとする。

（学内被推薦者投票の公示）

第8条 管理委員会は、投票の日の10日前までに、次の各号に掲げる事項について、学部等の所定の場所に公示するとともに学内の投票資格者に通知する。

- (1) 投票を行う日時
 - (2) 投票を行う場所
 - (3) 被推薦者の氏名（五十音順とする。）
- 2 前項の通知は、被推薦者の経歴を併せて通知する。
 - 3 管理委員会は、規程第7条第8項に基づき投票資格者名簿（別紙第1号様式）を作成する。
 - 4 投票資格者名簿は、投票の公示の日から投票の日の2日前（休日を除く。）まで企画総務部総務課及び各事務部において、縦覧に供する。
 - 5 投票資格者名簿に脱落又は誤記があると認めるときは、前項に規定する期間内に、管理委員会に異議を申し出ることができる。
 - 6 管理委員会は、前項の申出を受けたときは、投票の日の前日までに、その申出を審査し、それが正当であると認定したときは、直ちに投票資格者名簿を訂正する。

（学外からの被推薦者の推薦）

第9条 規程第8条に基づく推薦は、国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書（別紙第2号様式）により行う。

- 2 推薦書は、同意書（別紙第3号様式）を添えて国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦用封筒（別紙第4号様式）に封入し、推薦者が署名、押印の上、選考・監察会議に提出するものとする。

- 3 選考・監察会議は、前項により推薦された被推薦者を学外委員に通知する。
- 4 学外委員は、通知された被推薦者について、協議の上、2人以内を選び学長候補適任者として推薦することができる。
- 5 学外委員は、前項の被推薦者について、学長候補適任者推薦名簿（別紙第5号様式）を選考・監察会議へ提出する。

（学長候補適任者の選定）

第10条 選考・監察会議は、学長候補適任者を選定したときは、意向聴取の実施に先立ち、速やかに、学長候補適任者に対して、本学の理念・目標及び大学運営等についての所信の提出を求めるものとする。

- 2 選考・監察会議は、選定した学長候補適任者を管理委員会へ通知する。
- 3 選考・監察会議は、選定した学長候補適任者の氏名（五十音順）及び所信を公表する。
- 4 第1項の所信の書式は、別紙第6号様式のとおりとする。

（意向聴取の公示）

第11条 管理委員会は、投票の日の10日前までに、次の各号に掲げる事項について、学部等の所定の場所に公示するとともに学内の投票資格者に通知する。

- (1) 投票を行う日時
- (2) 投票を行う場所
- (3) 選考・監察会議が選定した学長候補適任者の氏名（五十音順とする。）

- 2 前項の通知は、学長候補適任者の所信及び経歴を併せて通知する。
- 3 管理委員会は、規程第10条第3項に基づき投票資格者名簿（別紙第1号様式）を作成する。
- 4 投票資格者名簿は、投票の公示の日から投票の日の2日前（休日を除く。）まで企画総務部総務課及び各事務部において、縦覧に供する。
- 5 投票資格者名簿に脱落又は誤記があると認めるときは、前項に規定する期間内に、管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 6 管理委員会は、前項の申出を受けたときは、投票の日の前日までに、その申出を審査し、それが正当であると認定したときは、直ちに投票資格者名簿を訂正する。

（投票、意向聴取及び方法）

第12条 規程第7条第5項に基づく学内被推薦者投票及び規程第10条第1項に基づく意向聴取は、管理委員会が設置する所定の投票所において、投票資格者の受付を行い、所定

の投票用紙によって行う。

- 2 所定の投票所は、教育学部投票所、経済学部投票所、医学部投票所、創造工学部投票所、農学部投票所の5箇所を設置する。
- 3 学内被推薦者投票は、別紙第7号様式の投票用紙によって行う。
- 4 意向聴取投票は、別紙第8号様式の投票用紙によって行う。
- 5 投票資格者は、在職する部局等が所在する地区に設置される投票所において投票を行う。ただし、事前に管理委員会の了承を得た場合は、この限りでない。
- 6 意向聴取資格者が、本学の業務上のやむを得ない事由により、意向聴取日に投票できないときは、不在者投票を行うことができる。なお、不在者投票の実施については、意向聴取等管理委員会が、その都度定める。
- 7 代理投票は、認めない。
- 8 管理委員会は、各投票所に2人以上の投票立会人を置く。
- 9 投票の終了後、投票立会人は投票箱を閉鎖し、当該投票箱を速やかに開票所へ送達する。

(開票)

第13条 管理委員会は、法人本部に開票所を設置し、開票立会人を置く。

- 2 開票立会人は、得票数を投票者数と照合した後、直ちに開票を行う。

(報告)

第14条 管理委員会は、第12条の投票の結果を、速やかに選考・監察会議に報告するものとする。

- 2 学内被推薦者投票の結果の報告は、学長候補適任者推薦名簿（別紙第9号様式）によって行う。
- 3 意向聴取投票の結果の報告は、別紙第10号様式によって行う。

(投票の効力)

第15条 投票は、白票は有効とし、次の各号に掲げる場合は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 2人以上の氏名を連記したもの
- (3) どの候補者に投票したか判定できないもの
- (4) 記名投票をしたもの
- (5) 他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(同一氏名等の学長候補適任者に対する効力)

第16条 同一の氏名、氏又は名の学長候補適任者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、有効とする。

2 前項の投票は、当該学長候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれの得票数に加えるものとする。

(投票の効力の疑義)

第17条 投票の効力について疑義が生じたときは、管理委員会が決定するところによる。

(解任の審査時の意向聴取及び方法)

第18条 規程第14条第5項に基づき解任の審査を行う場合の意向聴取は、管理委員会が設置する所定の投票所において、投票資格者の受付を行い、所定の投票用紙によって行う。

2 管理委員会は、解任審査請求の理由及び学長の書面による意見陳述を投票資格者に通知する。

3 第1項の意向聴取は、解任審査請求の理由について、無記名投票によって行う。

4 第1項の投票用紙は、管理委員会が別に定める。

5 管理委員会は、意向聴取投票の結果を、速やかに選考・監察会議に報告するものとする。

6 第11条第1項第1号及び同項第2号、第11条第3項から第6項まで、第12条第2項及び第5項から第8項まで、第13条並びに第17条の規定は、解任の審査を行う場合の意向聴取について準用する。

(委員会の事務)

第19条 管理委員会の事務は、企画総務部総務課において処理する。

(雑則)

第20条 この細則の改正は、選考・監察会議の議を経て、選考・監察会議議長が行う。

2 この細則の解釈について疑義が生じた場合は、選考・監察会議が決定する。

附 則

この細則は、平成16年10月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年6月23日)

この細則は、平成17年8月3日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月10日)

この細則は、平成21年2月10日から施行する。

附 則（平成21年6月11日）

この細則は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月31日）

この細則は、平成22年5月31日から施行する。

附 則（平成22年12月6日）

この細則は、平成22年12月6日から施行する。

附 則（平成23年1月24日）

この細則は、平成23年1月24日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日）

この細則は、平成23年4月28日から施行する。

附 則（平成25年11月26日）

この細則は、平成25年11月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月3日）

この細則は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年10月26日）

この細則は、平成27年10月26日から施行する。

附 則（平成29年4月18日）

この細則は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

別紙第2号様式
(表面)

国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書

年 月 日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦代表者 氏 名 _____ ㊟

国立大学法人香川大学学長の選考に際し、学長候補適任者として次のとおり推薦します。

(ふりがな) 氏 名			
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳)	現住所	
年 月	学 歴		
年 月	職 歴		
年 月	教育研究に関する業績(著書、論文、学会等における活動状況等)		
年 月	社会における活動業績(社会・国際貢献活動状況等)		
~~~~~			

(裏面)

推 薦 者 名 簿

番号	所 属	職 名	氏 名	備 考
~~~~~				

- 備考 1 所属、職名及び氏名の事項については、自署によるものとする。
2 用紙はA4判とし、両面を使用する。
3 国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号委員(学外委員)が推薦する場合は、推薦代表者を推薦者と読み替える。

別紙第3号様式

同 意 書

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

このたび、国立大学法人香川大学学長の選考に際し、私が学長候補適任者として推薦されること及び私の個人情報を国立大学法人香川大学学長選考規程等に基づき提供することについて、同意します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

別紙第4号様式

推薦代表者

所属

氏名

㊟

(裏面)

(外封筒)

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書 在中

(表面)

別紙第5号様式

学長候補適任者推薦名簿

年 月 日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号委員

(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____
(連名) 氏 名 _____

協議の結果、学長候補適任者として下記のとおり決定したので推薦します。

記

番号	(ふりがな) 氏 名	現職又は前職等	生年月日 (年齢)	備 考

注1) 名簿には、「別紙第2号様式 国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書」を添付すること。

注2) 学長候補適任者は、五十音順に記載すること。

別紙第6号様式

国立大学法人香川大学学長候補適任者所信

年 月 日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

学長候補適任者 氏名 _____ (自署)

※ 学長候補適任者としての抱負を含めて、2,000字程度を目安に記入してください。

<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 学内被推薦者のうちから一人を記入すること。2 次に掲げる投票は、無効になるので注意すること。<ol style="list-style-type: none">一 二人以上の氏名を連記したもの二 どの候補者に投票したか判定できないもの三 記名投票をしたもの四 他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。	<p>氏 名</p>
--	----------------

備考 用紙はA6判とする。

(裏面)

<p>折 り 目</p>	<p>国立大学法人香川大学学長候補適任者 学内被推薦者投票用紙</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 2px;">大学印</div>
----------------------	---

(表面)

氏 名	
--------	--

注意

- 1 学長候補適任者のうちから一人を記入すること。
- 2 次に掲げる投票は、無効になるので注意すること。
 - 一 二人以上の氏名を連記したもの
 - 二 どの候補者に投票したか判定できないもの
 - 三 記名投票をしたもの
 - 四 他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

備考 用紙はA6判とする。

(裏面)

折 り 目
国立大学法人香川大学学長候補者 意向聴取投票用紙
大学印

(表面)

別紙第9号様式

学長候補適任者推薦名簿

年 月 日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人香川大学意向聴取等管理委員会

委員長 氏 名 _____

学内被推薦者投票の結果、下記のとおり、学内から推薦する学長候補適任者が決まりましたので報告します。

記

番号	(ふりがな) 氏 名	現職又は前職等	生年月日 (年齢)	備考

注1) 名簿には、「別紙第2号様式 国立大学法人香川大学学長候補適任者推薦書」を添付すること。

注2) 学長候補適任者は、五十音順に記載すること。

別紙第10号様式

学長候補適任者意向聴取結果

年 月 日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人香川大学意向聴取等管理委員会

委員長 氏名 _____

下記のとおり、学長候補適任者に対する意向聴取の結果を報告します。

記

1 意向聴取投票の実施日	年 月 日
2 候補者別得票数	
候補者氏名	得票数

備考 候補者氏名は、五十音順に記載すること。